

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成19年3月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の17の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 電子計算機（ソフトウェアを組み込んだものを含む。）その他情報処理に係る機器又は通信に係る機器の賃貸借契約及びこれに付随する保守管理業務委託契約その他これらに類する契約
- (2) 複写機その他の事務用機器の賃貸借契約及びこれに付随する保守管理業務委託契約その他これらに類する契約
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約で広域連合長が特に必要と認めるもの

(契約の期間)

第3条 前条各号に掲げる契約の期間は、5年以内とする。ただし、広域連合長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から同日後初めて行う広域連合長の選挙により広域連

合長が選任されるまでの間は、この条例の規定中「広域連合長」とあるのは「広域連合長職務執行者」とする。